

パリテ

インフォメーション

第1回パリテまつり

第1回パリテまつりが、2月2日から13日まで住吉会館ルビナスで開催されました。

交流スペースに入るとまず、パープルリボンプロジェクトの鮮やかなタペストリーが目に飛び込んできます。常設展示は、男女平等に関する団体の活動報告や絵手紙、パッチワークキルト、習字などが…。

7日には団体企画による三講座が用意され、老後の問題、思春期の性の問題、介護保険の問題と、いずれも身近で重要な課題だけに、活発な話し合いがもたれ、充実した会となりました。絵手紙づくり体験会も好評でした。

8日は、原宿カウンスリングセンター所長の信田のぶたさよ子さんを招き、「家族の未来をみつめて」のテーマで講演会を開催し、美しい生け花で飾られた会場は120人の参加者でいっぱいになりました。「家族間で権力を持つものがそれを自覚しなければDVはなくなるらない」と、DVの本質や歴史的な社会背景などが明快に語られ、アンケートには賛同や感動の声がたくさん寄せられました。

7、8日の両日は喫茶コーナーもオープンし、子どもから大人まで出合いやふれあいの場となりました。

パリテまつりは、公募による市民実行委員会が市の委託を受けて企画実施するものです。これからもさまざまな人々の知恵や技術を集めて充実させていけるものと期待しています。

パリテまつり実行委員長 齋藤三枝子



展示コーナー



講演会



生け花デモンストレーション



絵手紙づくり体験会



喫茶コーナー



知っていますか？

「改正パートタイム労働法」

パートタイム労働者の待遇を定めた「パートタイム労働法」の改正法が平成20年4月1日に施行されました。改正のポイントは次の通りです。

◆パートタイム労働者を一人でも雇っている事業主は

①雇入れの際、労働条件を文書などで明示する。

②雇入れた後、待遇の決定に当たって考慮した事項について説明する。

③パートタイム労働者から通常の労働者へ転換するチャンスを整える。

◆パートタイム労働者と通常の労働者の均衡のとれた待遇のために

④賃金（基本給、賞与、役付手当等）は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを考慮して決定するよう努める。

⑤教育訓練は、職務の内容、成果、意欲、経験などに応じて実施するよう努める。

⑥福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）の利用の機会をパートタイム労働者に対しても与えるように配慮する。

◆パートタイム労働者の職務の内容（業務の内容と責任の程度）が通常の労働者と同じ場合は

⑦人材活用の仕組みや運用などが通常の労働者と一定期間同じ場合、その期間の賃金は通常の労働者と同じ方法で決定するよう努める。

⑧職務遂行に必要な能力を与える教育訓練は、通常の労働者と同様に実施する。

◆退職までの長期にわたる働き方が通常の労働者と同じ状態のパートタイム労働者は

⑨すべての待遇についてパートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことを禁止。

◆パートタイム労働者と事業主の間に苦情や紛争が発生した場合は

⑩自主的に解決するよう努める。